

# 民商だより

付録 全国商工新聞  
2021/4/19 発行  
全国商工団体連合会発行  
第3455号

川越・東松山民主商工会 2021年4月14日 NO.14

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

## 市や町の支援金・補助金、申請してコロナ禍を乗り切ろう 自治体ごとに差はあれど、市・町の支援制度を「しっかり使おう」

埼玉県でもまん延防止等重点措置の検討に入ったと報道がありました。ワクチン接種が進まない中、また感染者が増えていく傾向にあります。

一時支援金の申請が始まっていますが、要件の売上50%減少とわかりにくい対象者条件、手続きの複雑さ、制度のPR不足から、会員さんの中でも申請がなかなか進まない現状です。

4月に入り、各自治体で新たに業者支援制度が作られています。国の制度よりも条件などを含め申請しやすいものとなっていますので、対象となる方は積極的に申請をしていきましょう。



### 【新】川越市中小企業者事業継続支援金 貰える7万円

【条件】今年1~3月の昨年・一昨年との比較で15%以上減少、かつ7万円以上減少。

【申請期限】4/19~7/31。ネットか書面申請。協力金対象飲食店は申請不可。

### 【新】川越市事業承継店舗改修等補助金 上限40万円 補助率1/3

【条件】小売・飲食・サービス業の3親等以内での事業承継に伴う店舗改修費を補助。

【申請方法】先着順。昨年度の申請無し。3件程度で予算終了。

### 【新】東松山市がんばる中小企業等応援補助金 上限30万円 補助率1/2

【条件】販路拡大に対する設備費・改修費・広告費などを補助

【申請方法】先着順。予算210万円なので7件で終了も。持続化補助金の東松山版。

### 【新】小川町中小企業者等事業継続支援給付金 貰える5万円 or 10万円

【条件】公庫・県(銀行)の制度融資等50万円以上のコロナ融資を昨年~4/30に受けた方。融資額100万未満は5万円。融資額100万以上は10万円。

【申請期限】5/31まで。書面郵送。

### 【新】小川町中小企業者等販路拡大支援補助金 上限20万円 補助率2/3

【条件】HPの作成、チラシ・パンフの作成、展示会出展費などを補助。

【申請期限】12/28まで。団体申請も可能(上限50万円)。

### 【新】小川町経営革新計画等チャレンジ応援補助金 補助率2/3

【条件】経営革新計画の策定が必須(策定費5万円を補助)。策定のみ申請も可。

計画実施費、設備費、外装・内装工事費、広告開発費、新規開業費を補助。経営革新計画を策定し、埼玉県知事の承認を得た事業者で、町内において計画に基づく事業の実施が必要。上記の販路拡大補助金との併用不可。

【申請方法】令和4年2/26まで。

### 【新】さいたま市中小企業者等給付金 貰える10万円

【条件】今年1~3月の売上が2020年のどこかの月と比べて1円でも減少。

【申請期限】6/30まで。書面のみ。一時支援金の申請者は不可。

### 【新】コロナに負けない! さやまの事業者応援金 第2弾 貰える10万円

【条件】2020/1~2021/1、前年同月比20%売上減少。

【申請期限】4/30まで。書面郵送。

### 【新】日高市小規模事業者等支援給付金 第2弾 貰える10万円

【条件】2020/10~2021/3、前年同月比20%売上減少。

【申請期限】5/31まで。書面郵送。

これ以外の他の自治体への支援金創設に対して、民商は要請・懇談を行っています。新たな支援制度が決まりましたら、民商だよりでお知らせします。

## 嵐山町 中小企業・小規模企業振興基本条例制定に向けた 町民からの意見の募集(パブリックコメント)を開始

平成26年に制定した、「小規模企業振興基本法」に基づく条例制定に対して、嵐山町はパブリックコメントの募集を開始しました。

これは、従業員5人以下の小規模事業・家族経営者が、地域経済に対する積極的な役割を明らかにし、その小規模事業者の持続的発展に対して国と自治体が責任を持つという、小規模業者・零細業者の商売継続への希望となるルール作りのひとつです。

民商・全商連では2011年に「日本版・小規模憲章(案)」を発表し、小企業政策の根本的転換を求めるとともに、小企業家族経営の役割を正當に評価し、その経営環境を改善する政策方向を提案してきました。

### 嵐山町内の業者・住民の会員・読者さんへ

#### メールでのパブリックコメントの提出をお願いします。

中小零細業者の実態は、このコロナ禍でさらに厳しくなる現状があります。中小業者の置かれた現状、率直な商売継続に対する思いを、嵐山町へ意見として届けてください。

【申請方法と期限】期限は4/27まで。提出はメールのみ。住所・名前・電話番号を明記。回答内容はHPなどに公表されます。意見を提出できる方は、嵐山町内の中小企業・小規模企業(個人事業者含む)、町内に住所のある方(町民の方々)。

【嵐山町への意見メール先 [r-kigyuu01@town.ranzan.saitama.jp](mailto:r-kigyuu01@town.ranzan.saitama.jp)】

嵐山町役場 企業支援課 商工観光担当 宛

【メール作成が難しい方】民商に、FAXで送付してください。

【民商FAX 049-225-0340】

中小零細の地元業者が輝ける地域社会へ。どんどん意見を伝えていきましょう。

4月の日程 自主計算 13:30~16:00 毎週木曜日

4/15、川越事務所。4/22、東松山センター(新郷) 事前予約制です

4/20(火) 理事会

4/23(金) 埼玉県感染防止対策協力金(飲食店)5期申請締め切り

★事務所来場の際は事前に連絡ください。来場時は受付と検温をお願いしています。